

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時00分)

日程第7「議案第19号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,230万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。340ページ、341ページをお開きください。事項別明細書により説明いたします。

歳入です。款1、事業収入。項、目とも給水収入です。本年度1,774万9,000円で、家庭用687件分と事業所26件分の水道使用料1,764万9,000円と滞納繰越分10万円を計上してございます。

款2、分担金及び負担金。項、目とも負担金です。本年度114万5,000円で、13ミリ2件分の加入負担金と13ミリから20ミリの変更1件、あと一般会計から消火栓75基分の維持管理費負担金を計上しております。

款3、使用料及び手数料。項、目とも手数料です。本年度1万8,000円で、給水工事審査手数料、検査手数料として3件、給水装置の中止・開始の手数料24件分を計上してございます。

款4、繰入金。項、目とも一般会計繰入金です。本年度2,009万円の計上です。平成7年度からの公債費、26件分の元利償還金、管理的経費の一部などに繰入金として充当させていただきます。

款5、繰越金。項、目とも繰越金です。前年度繰越金としまして330万円を計上してございます。

款6、諸収入。項、目とも雑収入です。1,000円計上してございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1、事業費。項、目とも管理費です。本年度1,817万8,000円で、前年度比1,559万2,000円の減額でございます。主な減額理由といたしましては、工事請負費の減でございます。目1、管理費では、施設の管理に要する経費を計上してございます。説明欄をごらんください。まず管理的経費です。節10、需用費としまして、光熱水費で水源の取水・送水ポンプなどの電気料、汚水補修用の対応として修繕費を、また減菌用の医薬材料費などを計上しており、計901万4,000円を計上してございます。節12、委託料367万6,000円です。ここでは、水道使用量検針業務委託料、量水器取替委託、配水池清掃委託などの施設管理の委託料、毎月実施しています水質検査委託料などを計上してございます。節17、事業用備品として、量水器195基分99万3,000円を計上してございます。なお、節1の報酬でございますが、令和2年度からの会計年度任用職員制度により、水道施設の定期管理を行う3名分の賃金が報酬として194万2,000円計上されてございます。28、繰出金です。水道料金の徴収などの事務手数料として、水道事業会計へ129万2,000円の繰出金を計上してございます。

次のページをお開きください。款2、公債費、項1、公債費でございます。目1、元金でございます。本年度1,929万6,000円でございます。平成7年度から31年度までに起債をいたしました20件分の長期債の償還分でございます。目2、利子でございます。本年度350万円で、平成7年度からの26件分の長期債利子と償還金と一時借入金の利子でございます。最後に予備費でございますが、483万1,000円でございます。

以上でございます。なお、347ページ以降に地方債の現在見込みに対する調書、令和元年度公債費元利償還金26件分の内訳が記載されておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
6 番 井 上 1点お伺いをいたします。寄簡易水道事業につきましては、国の措置により、公営企業会計への移行というのが義務づけられ、あと3年後ですか、の猶予が

あるということでございます。この令和2年度ですね、予算の中でですね、例えば、その寄簡易水道事業から寄簡易水道事業の会計をですね、公営企業会計にするためのですね、そういったさまざまな施策とかですね、住民への対応等、これから準備をしていくということで、3年間というのはあるようで短いのかなというふうにも感じます。そういったですね、準備経費がですね、どういった形で計上されているのか。この寄簡易水道事業会計でなければですね、他の会計に計上されているのか、それについてお伺いをいたします。

環境上下水道課長　それではお答えいたします。いわゆる企業会計化の移行に伴いまして、いわゆる他地区の事例等を見ますと、いわゆる委託といいますか、いわゆる移行に実際にかかる期間としては2年間。そこでの大体のかかる年間の経費というのは、私ども、実際に見積もりをとったわけではございませんが、他地区の事例等を参照しますと、年間大体1,000万円程度かかるというふうに聞いているところでございます。一応、令和2年度につきましては、私どものほうでですね、いわゆる移行にかかる作業工程等をですね、課内で調整してですね、まず策定するとともに、企業会計で一番問題になりますのが、いわゆる従前資産のですね、洗い出しとそれに対して減価償却がどのぐらいかかるのかというのが、相当やはり時間がかかるというふうに聞いているところでございます。ですので、今年度につきましては、全体のスケジュールとあわせてですね、寄簡易水道内にあるですね、いわゆる資産が、いわゆる償却対象資産がどのぐらいあるかというふうなものをですね、洗い出しの作業をですね、に着手したいというふうに考えているところでございます。以上です。

6 番 井 上　そうですね、会計の移行にかかるですね、直接的な経費としてはですね、期間としては2年間だということです。寄簡易水道事業会計のですね、規模から見ますと、私はですね、単独での企業会計というのは難しいのではないかなというふうに感じているところです。そうしますとですね、やはり、松田町の上水道事業会計の中にですね、やはり統合されるのが自然な形なのかな、そういった会計規模、事業規模から見てですね、そういうふうに考えます。そういったふうな想定をされていないのか。当然、されているのであればですね、一番、会計の移行、そういった業務的な移行以外にですね、やはり住民へのですね、

説明なり、当然、住民のほうの負担としては、今までの水道の簡易水道事業の料金からですね、上水道事業への料金ということで、さまざまな部分が、住民としてかかわってくるというふうに想定されます。そういった部分を、その会計移行期間の前にですね、もう令和2年ぐらいから始めていかないと、なかなか、そういう住民の意向というのをですね、捉えきれないのかというふうに感じるところなんです。だから、もう令和2年度から、そういった準備作業の経費が見込まれる、例えばその協議会なり寄とのですね、そういう説明会なり、そういった部分の経費と、またはそれぞれの代表者によるですね、会議等の費用というのが見込まれていないかという質問をしたわけですので、わかる範囲でですね、寄簡易水道事業の公営企業制への移行というのはどういうふうな形でなるのか、地元に対するそういう説明はどうか、その2点について再度お伺いをいたします。

環境上下水道課長 議員も御承知のとおりですね、企業会計というのは、いわゆる独立採算制が原則でございます。当然、事業の収入をもってですね、その会計を運営していくというのが、まず原則であるということをもっと私どもも理解しているところでございます。ただ、いわゆる今度企業会計になりますと、3条予算、4条予算というふうなところで分かれる中でですね、いわゆるハード設備、いわゆる資本的ないわゆる収支にかかる、いわゆる4条予算の部分についてのお金というのはですね、通常であれば内部留保資金あるいは起債等がですね、の原資をもってですね、そういった工事に充てていくというふうな話になってくるところでございます。

当然、私どもとしましては、いわゆる新規のインフラ整備にかかるようなものについては、ある程度、町負担等もですね、お願いしながらやっていくというふうなことも考えているわけではおるんですが、いわゆる収益的収支あるいはその他の部分については独立採算の原則からすればですね、その会計の中でやっていかなければならないというふうなところの中で、今後シミュレーションを組んだ段階でですね、いわゆる会計上やむを得ない部分についてはですね、実は総務省のほうからもですね、いわゆる公営企業については、独立採算制を基本原則としつつ、その経費のうち、その性質がですね、経営に伴う収入をもって充て

ることが適当でないもの、能率的な経営を行っても、収入をもって充てることが客観的に困難なものであると認められるものについてはですね、一般会計からの繰り入れもやむなしといった、いわゆる通知もされているところがございます。ですので、今後、上水・下水のですね、経営、いわゆる企業会計化に当たってはですね、当然、いわゆる原則、いわゆる独立採算の原則を堅持しつつですね、やむを得ない部分について、どの程度、公共負担ができるのか、すべきなのかというのをですね、検討していく必要があるというふうに考えております。

なお、住民周知の部分についてはですね、当然、使用料の改定という非常に、住民の方にとって非常に身近で、身近なところも当然、検討していかなきゃいけない事項にはなってくるところでございますので、アナウンスのやり方としてはですね、企業会計化にかかりますというような、まず大きな制度の目的、説明からですね、入っていく必要があるのかなというところですね、それが令和2年度から、どの程度、どこまでできるのかというのは、今後の検討材料として考えていきたいというふうに思っております。以上です。

6 番 井 上 やむを得ない場合にはですね、一般会計からの繰り出しもできるというふうなところもありますけれども、やはり今後ですね、そういった公営企業会計への移行に伴って、さまざまなハードルがあると思います。その都度ですね、そういった状況を議会のほうにもですね、お知らせいただき、住民負担の変動等についてですね、情報を得たいというふうに考えておりますので、そういった方向に際しましてもですね、情報提供をですね、町のほうにお願いをして終わりいたします。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)・

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和2年度

松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。